

平成24年第1回定例会（4月23日）

予算特別委員会農林水産分科会  
付託議案関係資料

平成24年4月23日

農 林 水 産 部

# 目 次

1	暴風等被害復旧支援対策の概要 [農林政策課]	1
2	(新) 暴風被害復旧支援資金利子補給事業 [農業経済課]	4
3	(新) 農業生産施設復旧支援事業 [水田総合利用課]	5
4	(新) 漁業生産施設復旧支援事業 [水産漁港課]	7

# 1 暴風等被害復旧支援対策の概要

農林水産部

## 復旧支援対策

### ■ 農業生産施設復旧支援事業

- 事業内容 : 農業生産施設の復旧に対する助成
- 対象施設 : 水稲育苗ハウス、園芸用ハウス、畜産飼養施設等（約2,000棟）
- 補助率 : 1/3以内（市町村で協調助成）〔事業費下限：100千円〕
- 予算額 : 3億円

### ■ 漁業生産施設復旧支援事業

- 事業内容 : 漁業生産施設の復旧に対する助成
- 対象施設 : 漁網、養殖筏、陸上養殖施設等（定置網33件等）
- 補助率 : 1/3以内（市町村で協調助成）〔事業費下限：100千円〕
- 予算額 : 1.2億円

### ■ 暴風被害復旧支援資金

- 資金使途 : 農業施設や漁船・漁具の復旧に必要な経費及び運転資金
- 貸付利率 : 0.5%（利子補給：県1/2、市町村1/4、融資機関1/4）
- 償還期間 : 10年以内（うち据置期間1年以内）
- 融資枠 : 3億円

## 技術対策の指導

ビニールやパイプ等の資材調達の見通しや施設の復旧状況、農作業の進度に応じた栽培管理など技術対策を指導

〔参考〕

平成24年4月3日からの暴風等による  
農林水産関係の被害状況等について

1 気象状況

急速に発達した低気圧の影響により、4月3日深夜から4日朝までの約10時間にわたり、平均風速15メートルの暴風が吹き荒れ、県内26観測地点のうち、23地点で最大瞬間風速の記録を更新した。

2 被害状況（4月20日 16時現在）

(1) 被害総額 3, 213, 649千円  
うち生産施設関係 1, 971, 735千円

(2) 農作物被害

○ 被害額 56, 416千円  
○ 被害状況 ホウレンソウ、シイタケ、花き、スイカ苗等

(3) 農業施設

○ 被害額 1, 506, 398千円  
○ 被害状況 パイプハウスが被害棟数全体の92%  
パイプハウスのうち、ビニール破損が70%

区分	被害程度	棟数	備考
パイプハウス	全壊	1, 258	鹿角：86棟 北秋田：282棟
	半壊	853	山本：582棟 秋田：3,950棟
	ビニール破損	5, 015	由利：922棟 仙北：535棟
	小計	7, 126	平鹿：455棟 雄勝：314棟
その他		644	ガラスハウス、畜舎、作業小屋ほか
計		7, 770	

(4) 水産施設

○ 被害額 1, 504, 947千円  
うち生産施設 465, 337千円  
うち漁港・海岸施設 1, 008, 000千円  
○ 被害状況 漁網・漁具・漁船の破損、防波堤等の破損等

(5) 土地改良施設

○ 被害額 46, 050千円  
○ 被害状況 揚水機場や頭首工管理施設の屋根のはく離等

(6) 林地・森林施設

○ 被害額 99, 838千円  
○ 被害状況 倒木や公園東屋の屋根損壊、山腹崩壊等

### 3 これまでの主な対応

- 4月3日、水田総合利用課から「暴風等に対する注意喚起」について通知。
- 4月5日、秋田県農作物異常気象対策本部から「暴風等に対する農作物の当面の技術対策」について通知。
- 4月6日、県・農業関係団体で「水稻栽培対策会議」を開催。秋田県農作物異常気象対策本部から「暴風等に対する水稻の技術対策」について通知。
- 4月12日、JAグループ・県で「育苗施設暴風被害緊急対策会議」を開催。
- 4月13日、秋田県農作物異常気象対策本部から「暴風害と雪消えの遅れに対する農作物の技術対策」について通知。

## 2 暴風被害復旧支援資金利子補給事業（新規）

農業経済課

平成24年4月3日～4日に発生した暴風等により被害を受けた農業者・漁業者の再生産・再操業に向けた取組を支援するため、県単資金を創設し、融資機関が融通した資金に対し、県・市町村が協調して利子補給する。

### 1 事業内容

#### (1) 融資対象者

市町村長が被害認定した農業者・漁業者（法人、任意組織を含む）

#### (2) 資金使途

農業施設又は漁船・漁具の復旧に必要な経費及び運転資金

#### (3) 貸付利率等

貸付利率	基準金利	利子補給率			融資機関 (1/4)
		県 (1/2)	市町村 (1/4)	計 (3/4)	
0.50%	2.65%	1.0750%	0.5375%	1.6125%	0.5375%

(4) 融資限度額 個人：5,000千円、法人：10,000千円  
(経営規模等勘案すべき事由がある場合は被害額を限度とする)

(5) 融資機関 農協、漁協、銀行、信用金庫等

(6) 融資期間 平成24年5月1日～平成24年11月30日

(7) 償還期限 10年（うち据置1年以内）

(8) 融資枠 3億円

### 2 予算額

2,165千円（一般財源）

（負担金補助及び交付金 2,165千円）

### 3 債務負担行為限度額

15,854千円（設定期間：平成25～33年度）

### 3 農業生産施設復旧支援事業（新規）

水田総合利用課

平成24年4月3日～4日に発生した暴風により被害を受けた農業生産施設の復旧に対して助成し、農業経営の再建を支援する。

#### 1 事業内容

##### (1) 対象者

暴風により被害を受けたことを市町村長等が認定した農業者（販売農家）等

##### (2) 対象施設

パイプハウス（原則としてビニールのみ破損を除く）、ガラスハウス、畜舎等

##### (3) 対象作目

水稲、野菜、花き、果樹、栽培きのこと類、葉たばこ、比内地鶏等

##### (4) 補助率

1／3以内

#### 2 事業主体

市町村等

#### 3 予算額

300,000千円（一般財源）

〔負担金補助及び交付金 300,000千円〕

#### 4 事業年度

平成24年度

## 〔参考〕

### 1 助成対象事業費

#### (1) 助成対象事業費の下限

1 経営体当たり 100 千円とする。

#### (2) 助成対象施設

##### ア パイプハウス

(ア) 全壊又は半壊（1 棟当たり 2 割以上の被害を受けたもの）を対象とする。

(イ) 原状回復を基本とし、次により標準単価を設定する。

なお、市町村長等が全壊と判断し、必要と認める場合は、撤去・組立に要する経費（標準単価）を加算できるものとする。

資材費（主なもの） (税抜)

水稲育苗用パイプハウス	1, 942 円/m <sup>2</sup>
園芸用パイプハウス	5, 275 円/m <sup>2</sup>
栽培きのご用パイプハウス	7, 606 円/m <sup>2</sup>
比内地鶏用パイプハウス	7, 132 円/m <sup>2</sup>

撤去・組立費用 (税抜)

被害施設の解体・撤去等	606 円/m <sup>2</sup>
新たな施設の組立・設置等	1, 263 円/m <sup>2</sup>

(ウ) 助成対象事業費については、原則として復旧を要する施設の面積に標準単価を乗じた額を限度とする。

##### イ パイプハウス以外

復旧費の見積もり等を基に適切な事業費を積算する。

### 2 事業認定

早急な復旧が必要であることから、事業認定以前に復旧した場合であっても、暴風被害への対応であることを市町村長等が認定した場合は、助成対象とする。

### 3 協調助成

県は市町村に対し、農業者等の負担の一層の軽減を図るため、県と協調して助成を行うよう要請する。



## 4 漁業生産施設復旧支援事業（新規）

水産漁港課

平成24年4月3日～4日に発生した暴風・波浪により被害を受けた漁業生産施設の復旧に対して助成し、漁業経営の再建を支援する。

### 1 事業内容

#### (1) 対象者

暴風・波浪により被害を受けたことを市町村長等が認定した漁業者等

#### (2) 対象施設

漁網、浮子、沈子、ロープ等の漁具、養殖筏、陸上養殖施設等

#### (3) 対象漁業

定置網漁業、さし網漁業、たこ漁業、ワカメ・魚類養殖等

#### (4) 補助率

1 / 3 以内

### 2 事業主体

市町村等

### 3 予算額

120,000千円（一般財源）

〔 負担金補助及び交付金 120,000千円 〕

### 4 事業年度

平成24年度

## 〔参考〕

### 1 助成対象事業費

#### (1) 助成対象事業費の下限

1 経営体当たり 100 千円とする。

#### (2) 助成対象施設

##### ア 漁具及びワカメ養殖施設

(ア) 漁業生産施設の復旧・補修に係る資材等の経費とする。

(イ) 原状回復を基本とし、次により標準事業費を設定する。

なお、大型定置網にあつては、市町村長が必要と認める場合は、撤去・整備に要する経費（標準事業費）を加算できるものとする。

資材費（主なもの）	（税抜）
大型定置網 <sup>※1</sup>	45,000 千円／カ統
小型定置網 <sup>※2</sup>	3,000 千円／カ統
さし網（10反／カ統）	250 千円／カ統
たこ箱（100箱／カ統）	250 千円／カ統
ワカメ養殖施設（100m／カ統）	200 千円／カ統

※1 大型定置網とは、定置漁業権に基づく定置網をいう。

※2 小型定置網とは、共同漁業権又は知事許可による定置網をいう。

撤去・整備費用	（税抜）
被害施設の回収・解体・撤去等	1,000 千円／カ統
再建施設の整備・補修・設置等	4,000 千円／カ統

(ウ) 助成対象事業費については、原則として復旧を要する施設の統数に標準事業費を乗じた額を限度とする。

##### イ ア以外の漁具及び養殖施設等

復旧費の見積もり等を基に適切な事業費を積算する。

### 2 事業認定

早急な復旧が必要であることから、事業認定以前に復旧した場合であっても、暴風等被害への対応であることを市町村長等が確認した場合は、助成対象とする。

### 3 協調助成

県は市町村に対し、漁業者等の負担の一層の軽減を図るため、県と協調して助成を行うよう要請する。